

様式 1

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項
に基づく経済産業大臣の証明申請書

2020 年 5 月 1 日

経済産業大臣 名 殿

法 人 番 号 1234567890123
名 称 株式会社プラ製造
住 所 東京都・・・
代表者の氏名 田中 太郎

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定に
基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 経営資源活用共同化推進事業者に関する情報（様式 2 のとおり）
2. 特別新事業開拓事業者に関する情報（様式 3 のとおり）
3. 特定事業活動に関する情報（様式 4 のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

削除: 

改ページ

様式 2

経営資源活用共同化推進事業者に関する情報

1. 経営資源活用共同化推進事業者

会社名	株式会社プラ製造
法人番号	1234567890123
企業規模 (中小企業者(※)に該当する か否か)	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業者
日本標準産業分類(平成25 年総務省告示第405号)に 掲げる小分類番号及び項目 名	1811 プラスチック板・棒製造業
法人の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 相互会社 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合 <input type="checkbox"/> 農林中央金庫 <input type="checkbox"/> 信用金庫又は信用金庫連合会
特定事業活動の内容	様式4のとおり

※「中小企業者」とは、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人(資本金1億円以下の法人であって大規模法人の所有に属していない法人又は従業員1,000人以下の法人等)をいう。

2. 株式の保有期間

- 当社は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動により取得した株式について、その取得の日から5年以上継続して保有する予定です。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

様式 3

特別新事業開拓事業者に関する情報

当社が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動により取得した株式及び当該株式に関する必要な情報は、別表のとおりです。

当社は、別表に記載した株式がそれぞれ全て経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第2条第2号に規定する特別新事業開拓事業者のものであることについて、様式3-1をもって確認しており、また株式を取得した際のそれぞれの投資契約の内容については添付する様式3-2のとおりです。

次の特別新事業開拓事業者の要件については以下のとおりです。

- 当社による別表の株式の取得は、全て特別新事業開拓事業者の将来における成長発展を図るための株式投資であり、専ら次のいずれかを目的とするような株式投資ではありません。
 - ① 株式の価値の変動によって利益を受けること
 - ② 株式に係る配当を受けること
 - ③ 専らデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている特別新事業開拓事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
 - ④ 特別新事業開拓事業者に不動産を賃貸し、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その特別新事業開拓事業者から賃貸料を受けること
 - ⑤ 特別新事業開拓事業者に動産をリースし、その特別新事業開拓事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その特別新事業開拓事業者からリース料を受けること

別表に記載した株式のうち、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）又は民法組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合をいう。）の組合財産であるものは、添付する組合契約書又は様式3-3のとおり、それぞれ次のいずれかに該当する組合のものです。

- ① 申請者の内国法人である完全子会社が無限責任組合員であり、かつ申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える国内の投資事業有限責任組合

- ②申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える国内の投資事業有限責任組合であって、申請者が当該組合の唯一の有限責任組合員であるもの
- ③申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える民法組合

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

様式 3-1

確 認 書

2020年 5月 1日

名 称 株式会社ブラ製造
代表者の氏名 田中 太郎

当社は、別表に掲げる特別新事業開拓事業者（株式会社スタートアップ）が、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。

1. 発行済株式の総数の2分の1を超える株式が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外（注1）であること
2. 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社
3. 既に事業を開始しており、設立の日以後の期間が10年未満の会社であること
4. 株式会社であること
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること
6. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注2）
7. 当該特別新事業開拓事業者が外国法人である場合、1～6に類する者であること（注3）

(注1) 次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社

(1) その発行済株式(その有する自己の株式を除く。)の総数の2分の1を超える株式(当該株式が組合(民法第667条第1項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。)を通じて法人及び当該法人と特殊の関係のある会社(次の①から③までに掲げる会社をいう。)の所有に属している場合を除く。)が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している者

①当該法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。)の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

②当該法人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

③当該法人並びにこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社

(2) (1)に掲げるもののほか、その発行済株式(その有する自己の株式を除く。)の総数の3分の2以上が法人の所有に属している会社

(注2) 下記以外の会社

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(「暴力団員」という。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(「暴力団員等」という。以下同じ。)が役員にいる会社

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する会社

(注3) 当該特別新事業開拓事業者が外国法人である場合、1～6に類する者であることを示す書類(日本語又は英語で記載されているものとする。)を添付すること

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. 年月日については、出資日の日付を記載すること。
3. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

投資契約の概要

1. 契約当事者

株式取得会社：[株式会社ブラ製造]
株式発行会社：[株式会社スタートアップ]

2. 資金調達概要

- (1) 発行する株式の種類 [普通] 株式
- (2) 発行可能株式総数、発行済株式総数及び投資前後の出資割合
- ①発行可能株式総数
普通株式 [10,000] 株
 - ②発行済株式総数
普通株式 [5,000] 株
 - ③投資前後の出資割合
投資前 [0] % 投資後 [20] %
- (3) 取得株式数 [1,000] 株 (発行株式総数 [1,000] 株)
- (4) 発行価額 [普通] 1株当たり [10,000] 円
- (5) 払込金額の総額 [10,000,000] 円
- (6) 払込期日 2020年 4月 1日
- (7) 取得株式の買戻し条項 [無]
[趣旨]

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. 「(1) 契約当事者」、「(2) 資金調達概要」に掲げる事項の記載を含む投資契約書を添付する場合は不要。
3. 「(5) 払込金額の総額」については、株式発行会社の資本金の額の増加を伴う払込金額の総額を記載すること。
4. 「(7) 取得株式の買戻し条項」については、本契約により取得された特別新事業開拓事業者の株式について、当該特別新事業開拓事業者による買戻しに係る定めが含まれる場合、その趣旨についても記載すること。

投資事業有限責任組合の概要

1. 投資事業有限責任組合

(名称)
(存続期間) 年 月 日 より原則 年間に限度とする
(根拠法令) 投資事業有限責任組合契約に関する法律
(1口あたり出資金額) 円

2. 無限責任組合員

	氏名又は名称	住所	申請者の完全子会社である場合✓を記す
1			<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/>
3			
4			

3. 有限責任組合員

	氏名又は名称	出資口数及び割合
1		口 / 口 (%)
2		口 / 口 (%)
3		
4		

※出資口数及び割合は、申請者が他の投資事業有限責任組合を通じて行う出資の金額を除く。
 ※出資割合が合算して3分の2を上回るまで記載すること。

4. 本組合の組合財産である株式銘柄（経済産業大臣の証明を受けようとするものに限る）

	名称	住所	資本金増加を伴う払込みによる取得価額	出資先別出資額
1			円	円
2			円	円
3				
4				

※出資先別出資額は、株式の取得価額に申請者の出資割合 (%) を乗じたものを記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

民法上の組合の概要

1. 組合

(名称)
(存続期間) 年 月 日 より 年間を限度とする
(1口あたり出資金額) 円

2. 組合員たる申請者

(名称)
(出資口数及び割合) 口 / 口 (%)

※申請者が他の組合を通じて行う出資の金額を除く。

3. 他の組合員

	氏名又は名称	出資口数及び割合
1		口 / 口 (%)
2		口 / 口 (%)
3		
4		

※出資割合が合算して3分の2を上回るまで記載すること。

4. 本組合の組合財産である株式銘柄（経済産業大臣の証明を受けようとするものに限る）

	名称	住所	取得価額	出資先別出資額
1			円	円
2			円	円
3				
4				

※出資先別出資額は、株式の取得価額に申請者の出資割合（%）を乗じたものを記載すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定事業活動に関する情報

1. 特定事業活動の要件

- 特定事業活動は、以下の全ての要件を満たしております。
 - 申請者の行う事業活動が、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指したものであること
 - 申請者の行う特定事業活動が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行うものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号）
 - 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源が、申請者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の2）
 - 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う資料又は情報の提供その他の協力が、当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第5の3）

2. 実施を予定する特定事業活動の内容

(1) 出資の目的

株式会社スタートアップではTシャツ販売のECサイトを運営しており、株式会社プラ製造では超極薄プラ容器を製造しているので、ECサイト上に載せることにより、自社の売上向上を計ることができるため。

(2) 特定事業活動の実施に当たり活用を予定する特別新事業開拓事業者の経営資源
株式会社スタートアップのECプラットフォーム、「Tシャツつくるん」を利用する予定で、それに関わる人材およびノウハウ等も共有する。

(3) 特別新事業開拓事業者への提供を予定する資料又は情報の提供その他の協力の内容

超極薄プラスチックは特許を得ているので、その特許技術を現在、一般的なデザインプリントTシャツ作成のみであるが、プラスチック塗料を用いたオリジナリティのあるTシャツ作成を可能にする技術の提供。

3. 申請者の事業所の産業分類

申請者は、今回の特定事業活動を行うに当たって、関係する事業所が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる次の分類項目のいずれにも属していません。

- 中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業
- 中分類 68 不動産取引業
- 中分類 69 不動産賃貸業・管理業
- 中分類 70 物品賃貸業

4. 特別新事業開拓事業者の産業分類

申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる次の分類項目のいずれかに属する事業所の有する経営資源ではありません。

- 中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業
- 中分類 68 不動産取引業
- 中分類 69 不動産賃貸業・管理業
- 中分類 70 物品賃貸業

上記の内容について、当社として相違ありません。

2020年 5月 1日

法人番号 1234567890123

(特別新事業開拓事業者) 会社名 株式会社スタートアップ

代表者(役職名) 名 佐藤 一郎 (代表取締役)

削除:

削除:

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
3. 「2. 実施を予定する特定事業活動の内容」に関し、当該出資の報告に関する資料（取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分又は様式4-1）を添付すること。ただし、(1)から(3)までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、当該出資の報告に関する資料の添付及び「2. 実施を予定する特定事業活動の内容」の記載は不要とする。

4. 「3. 申請者の事業所の産業分類」及び「4. 特別新事業開拓事業者の産業分類」
に関し、✓が記されていない場合、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求
めることがある。

様式 4 - 1

出資の報告に関する資料

1. 会議体名	経営会議
2. 日時	2020年3月18日(水曜日)(15時00分~16時00分)
3. 出席役員名等	田中 太郎
4. 報告事項	
(意見がない場合)	慎重に協議した結果、全員一致をもって出資の意向を決めた。
(意見があった場合)	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. プレスリリース等の公表資料又は取締役の同席を伴う会議等(取締役会、経営会議、投資委員会等)の議事録該当部分を添付する場合は当該様式の提出は不要。